

ベトナム法令

2018 年競争法（番号 23/2018/QH14）

目次

第一章 総則	6
第 1 条 調整範囲	6
第 2 条 適用対象	6
第 3 条 用語の解釈	6
第 4 条 競争に関する法令の適用	7
第 5 条 経営における競争の権利及び原則	7
第 6 条 競争に関する国家の政策	8
第 7 条 競争に関する国家の管理責任	8
第 8 条 競争に関連して厳禁される行為	8
第二章 関連市場及び市場占有率	9
第 9 条 関連市場の画定	9
第 10 条 市場占有率及び総市場占有率の確定	9
第三章 競争制限協定	9
第 11 条 競争制限協定	9
第 12 条 禁止される競争制限協定	10
第 13 条 競争制限協定の顕著な競争制限効果又はその惹起の可能性の評 価	10
第 14 条 禁止される競争制限協定の適用除外	11
第 15 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類の提出	11
第 16 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類の受理	12
第 17 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請情報、資料の補 充要請	12
第 18 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類の審査過程 における聴取	13
第 19 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類の回収	13
第 20 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外に関する決定権限及 び期限	13
第 21 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外決定	13
第 22 条 適用除外の場合における競争制限協定の実施	14
第 23 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外決定の取消	14
第四章 市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用	14
第 24 条 市場の支配的地位を有する事業者、事業者グループ	14

第 25 条	独占的地位を有する事業者	15
第 26 条	顕著な市場優位性の確定	15
第 27 条	禁止される市場支配的地位濫用行為、独占的地位濫用行為	15
第 28 条	国家独占領域において活動する事業者の統制	16
第五章	経済集中	16
第 29 条	経済集中の形式	16
第 30 条	禁止される経済集中	17
第 31 条	経済集中の顕著な競争制限効果又はその効果を惹起する可能性 の評価	17
第 32 条	経済集中の肯定的な効果の評価	18
第 33 条	経済集中の届出	18
第 34 条	経済集中の届出書類	18
第 35 条	経済集中の届出書類の受領	19
第 36 条	経済集中の予備審査	19
第 37 条	経済集中の正式審査	20
第 38 条	経済集中に関する情報の補充	20
第 39 条	経済集中審査過程の聴取	20
第 40 条	経済集中審査における関連機関、組織、個人の情報、資料提供の責 任	21
第 41 条	経済集中に関する決定	21
第 42 条	条件付き経済集中	21
第 43 条	経済集中の実施	21
第 44 条	経済集中に関する規定に違反する行為	22
第六章	禁止される不公正な競争行為	22
第 45 条	禁止される不公正な競争行為	22
第七章	国家競争委員会	23
第 46 条	国家競争委員会	23
第 47 条	国家競争委員会の委員長	23
第 48 条	国家競争委員会の委員	23
第 49 条	国家競争委員会委員の基準	23
第 50 条	競争審査局	24
第 51 条	競争審査局の長	24
第 52 条	競争事件審査官	24
第 53 条	競争事件審査官の基準	24
第八章	競争審査手続	25
第 1 節	総則	25

第 54 条	競争審査手続の原則	25
第 55 条	競争手続で使われる言語	25
第 56 条	証拠	25
第 57 条	競争審査手続における符号、支援の責任	26
第 2 節	競争審査手続進行機関、競争審査手続進行者	26
第 58 条	競争審査手続進行機関、競争審査手続進行者	26
第 59 条	競争審査手続遂行時における国家競争委員会委員長の任務及び 権限	27
第 60 条	競争制限事件処理評議会	27
第 61 条	競争制限事件処理評議会、会長及び各委員の任務、権限	27
第 62 条	競争審査手続遂行時における、競争審査局の長の任務、権限 ..	28
第 63 条	競争審査手続遂行時における、競争事件審査員の任務、権限 ..	28
第 64 条	審判の書記官の任務、権限	29
第 65 条	競争審査手続遂行者の変更	29
第 3 節	競争審査手続参加者	30
第 66 条	競争審査手続参加者	30
第 67 条	申告人、被申告人、被審査人の権利義務	30
第 68 条	申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有す る者の合法的権利及び利益の擁護者	31
第 69 条	証人	32
第 70 条	鑑定人	33
第 71 条	通訳人	34
第 72 条	関連する権益、義務を有する者	35
第 73 条	鑑定、通訳、又は鑑定人、通訳人の変更の拒否	35
第 74 条	鑑定人、通訳人の変更の決定	35
第 4 節	競争事件の審査及び処理の手順、手続	36
第 75 条	違反行為に関する情報の提供	36
第 76 条	違反行為に関する情報受理、検証及び評価	36
第 77 条	競争事件の申告	36
第 78 条	申告書類の受領、審査	36
第 79 条	申告書類の返還	37
第 80 条	競争事件審査決定	37
第 81 条	競争事件審査期限	37
第 82 条	競争事件の審査、処理における行政違反の阻止及び保障方法の 適用	38
第 83 条	供述の収集	38

第 84 条	審査過程での証人の招集	38
第 85 条	犯罪の兆候を有する行為が発見された場合の書類の移転	38
第 86 条	審査の停止	39
第 87 条	審査の再開	39
第 88 条	審査の報告	39
第 89 条	経済集中に関する規定違反事件の処理	39
第 90 条	不公正な競争事件の処理	40
第 91 条	競争制限事件の処理	40
第 92 条	競争事件解決の停止	41
第 93 条	審判	41
第 94 条	競争事件処理決定	42
第 95 条	競争事件処理決定の効力	42
第 5 節	競争事件処理決定への不服申立解決	42
第 96 条	競争事件処理決定への不服申立	42
第 97 条	競争事件処理決定不服申立書	42
第 98 条	競争事件処理決定不服申立書の受理	43
第 99 条	競争事件処理決定不服申立の結果	43
第 100 条	競争事件処理決定不服申立の解決	43
第 101 条	競争事件処理決定不服申立の解決決定	44
第 102 条	不服申立解決決定の効力	44
第 103 条	不服申立解決決定の提訴	44
第 6 節	国家競争委員会の各決定の公表	44
第 104 条	公開で公表されなくてはならない各決定	44
第 105 条	公表されない内容	45
第 106 条	公表されなくてはならない決定内容の登載	45
第 107 条	国家競争委員会の毎年の活動結果報告の公表及び登載	45
第 7 節	競争審査手続の過程における国際協力	45
第 108 条	競争審査手続の過程における国際協力	45
第 109 条	競争審査手続の過程における国際協力の原則	45
第九章	競争に関する法令違反処理	46
第 110 条	違反処理の原則、違反処理の方式及び競争に関する法令違反の結果回復方法	46
第 111 条	競争に関する法令違反行為に対する制裁金	47
第 112 条	制裁金減免制度	47
第 113 条	競争に関する法令違反行為処理の権限及び形式	48
第 114 条	競争事件処理決定の執行	49

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

監修：改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト 長期専門家 五十嵐香織
仮和訳者：国際協力専門員 弁護士 塚原正典

第 115 条	競争事件処理決定不服申立解決決定の執行	49
第十章	施行条項	50
第 116 条	その他の法律の規定の修正，補充，廃止	50
第 117 条	施行効力	50
第 118 条	経過条項	50

国会

法律番号：23/2018/QH14

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

競争法¹

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は競争法を発行する。

第一章 総則

第 1 条 調整範囲

この法律は、競争制限行為、ベトナムの市場に競争制限効果を惹起する、又は惹起する可能性のある経済集中；不公正な競争行為；競争審査手続；競争に関する法令違反処理；競争に関する国家管理、について規定する。

第 2 条 適用対象

1. 製造業、製品供給、公益サービスを行う事業者、国家独占に属する分野、領域、公立事業にて活動する事業者及びベトナムで活動する外国事業者からなる、経営を行う組織、個人（以下、事業者²と総称する）
2. ベトナムで活動する分野、業種の団体。
3. 関連を有するベトナム国内、ベトナム国外の機関、組織、個人。

第 3 条 用語の解釈

この法律において、下記の各用語は以下のように解される：

1. 「分野、業種の団体」とは、経済団体及び専門職団体からなる。
2. 「競争制限行為」とは、競争制限効果又はその可能性を惹起する行為であり、競争制限協定を合意する行為、市場支配的地位の濫用及び独占的地位の濫用からなる。
3. 「競争制限効果」とは、市場の競争を排除、減少、歪曲又は阻害する効果である。

¹ 本稿は 2022 年 3 月 13 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及び監修者並びにそれらの所属団体はいっさいの責任を負わない。

² 原文は doanh nghiệp。

4. 「競争制限協定」とは、競争制限又は競争制限を引き起こす可能性のある方式につき当事者間でなされた合意である。
5. 「市場の支配的地位、独占的地位の濫用」とは、市場の支配的地位、独占的地位を有する事業者の競争制限効果又は競争制限効果をもたらす可能性を惹起する行為をいう。
6. 「不公正な競争行為」³とは、善意、誠実、商業慣習及び経営におけるその他の標準の原則に反する行為で、その他の事業者の合法的權益に対して損害を惹起する、又は惹起しうるものである。
7. 「関連市場」とは、隣接の地理区域に対して類似の競争条件を有するが、顕著な⁴相違性を有する、具体的地理区域における特性、使用目的及び価格に関して相互に代替可能な物品、サービスの市場である。
8. 「競争審査手続」⁵とは、この法律の規定する手順、手続に従った、競争事件の審査、処理及び競争事件の処理決定への不服申し立て解決の活動である。
9. 「競争事件」⁶とは、この法律の規定に従って審査、処理される競争について法令違反の兆候を有する事件で、競争制限事件、経済集中に関する規定に違反する事件、及び不公正な競争事件からなる。

第4条 競争に関する法令の適用

1. この法律は、各競争関係について一般的に規定する⁷。競争事件の審査、処理、禁止される競争制限協定に対する適用除外⁸、及び経済集中の届出はこの法律を適用しなければならない。
2. その他の法律が、競争制限行為、経済集中の方式、不公正な競争行為及び不公正な競争行為の処理について、この法律の規定とは異なった規定を有する場合、その他の法律が適用される。

第5条 経営における競争の権利及び原則

1. 事業者は法令に規定に従って競争の自由の権利を有する。国家は、経営における合法的競争の権利を保障する。

³ 原文は *Hành vi cạnh tranh không lành mạnh* である。

⁴ 「顕著な」の原文は *đáng kể* である。*đáng kể* という言葉それ自体の意味は、日本語の「顕著」よりも意味が広い概念にも思われるが、本法の施行、運用の現状からは、本法においては「顕著」と訳出している。

⁵ 「競争審査手続」の原文は *Tổ tụng cạnh tranh* である。

⁶ 「競争事件」の原文は *Vụ việc cạnh tranh* である。

⁷ 「一般に規定する」の原文は *điều chỉnh chung* である。直訳は「共通して調整する」である。

⁸ 「適用除外」の原文は、*miễn trừ* であり、直訳は「免除」である。

2. 競争活動は、誠実、公平及び健全の原則に従って実際され、国家の利益、公共の利益、事業者、消費者の合法的権益を侵害しない。

第6条 競争に関する国家の政策

1. 健全、公平、平等、明白な競争環境の創造、維持。
2. 法令の規定に従った事業者の経営における、競争の促進、競争の自由の権利の保障。
3. 市場アクセス可能性の増強、経済効果、社会の福利の増進及び消費者の権益の擁護。
4. 社会、消費者が競争に関する法令の実施の監察課程に参加するための条件整備。

第7条 競争に関する国家の管理責任

1. 政府は、競争に関する管理を統一する。
2. 商工省は、競争に関する国家管理を実施する政府を補佐する起点となる機関である。
3. 各省、省同格機関は、自らの任務、権限の範囲内で、競争に関して国家管理を実施する商工省と協働する責任を負う。
4. 省級人民委員会は、自らの任務、権限の範囲内で、競争に関する国家管理実施の責任を負う。

第8条 競争に関連して厳禁される行為

1. 国家機関が、以下のような、市場における競争阻害を惹起する行為を実施する⁹：
 - a) 具体的な、商品の生産、売買、サービスの供給、使用を実施、又は実施しないことを事業者、組織、個人に強制、要求、勧告し、又は具体的な事業者に対する商品の売買、サービスの供給、使用を強制、要求、勧告する。但し、国家独占の領域に属する商品、サービス又は法令が規定する緊急の場合を除く；
 - b) 事業者に対する対応を区別する；
 - c) 各業界団体、その他社会 - 職業組織又は各事業者に、市場における競争を制限するように連携することを強制、要求、勧告する；
 - d) 法令に反して競争活動に介入するために職務、権限を濫用する。
2. 事業者が競争制限行為、不公正な競争行為を実施するように、組織、個人が、情報提供し、促進し、呼びかけ、強制し、活動する。

⁹ 「国家機関が、以下のような、市場における競争阻害を惹起する行為を実施する」ことが厳禁される、という意味である。同条2項も同じ

第二章 関連市場及び市場占有率

第 9 条 関連市場の画定

1. 関連市場は、関連製品市場及び地理的関連市場を基礎にして、画定される。

関連製品市場は、特性、使用目的、価格に関して、相互に代替可能な物品、サービスの市場である。

地理的関連市場は、物品、サービスが供給される具体的地理的区域で、類似の競争条件に対して相互に代替可能で、隣接する地理的区域に対して顕著な差異を有するものである。

2. 政府はこの条第 1 項の詳細を規定する。

第 10 条 市場占有率及び総市場占有率の確定

1. 関連市場の特徴、性質に基づいて、関連市場における事業者の市場占有率は、以下の方法の一つに従って確定される：
 - a) 関連市場における、月、四半期、年ごとの、当該事業者の売上高と全ての事業者の総売上高とのパーセントでの比率；
 - b) 関連市場における、月、四半期、年ごとの、当該事業者の購入取引高と全ての事業者の総購入取引高とのパーセントでの比率；
 - c) 関連市場における、月、四半期、年ごとの、当該事業者が売り上げた物品、サービスの量と全ての事業者が売り上げた物品、サービスの総量とのパーセントでの比率；
 - d) 関連市場における、月、四半期、年ごとの、当該事業者が購入した物品、サービスの量と全ての事業者が購入した物品、サービスの総量とのパーセントでの比率。
2. 総市場占有率は、関連市場において、競争制限行為又は経済集中に関与する各事業者の総市場占有率である。
3. この条第 1 項が規定する市場占有率確定のための売上高は、ベトナム会計基準に従って確定される。
4. 経営活動をする事業者がまだ 1 年の会計年度に満たない場合、この条第 1 項が規定する市場占有率を確定するための売上高、購入取引高、売上物品、サービスの量、購入物品、サービスの量は、事業者が活動を開始した時点から市場占有率確定時点までの期間、計算される。
5. 政府はこの条の詳細を規定する。

第三章 競争制限協定

第 11 条 競争制限協定

1. 直接的又は間接的な、物品、サービスの価格拘束協定。
2. 顧客、消費市場、物品供給源、サービス供給源の分割協定。
3. 物品生産、売買、サービス供給の数、量の制限、統制協定。
4. 物品の供給、サービスの供給についての入札の際に、入札参加者の一人又は複数の者が落札することを可能とする協定。
5. 他の事業者が市場に参加し、又は経営発展することを阻止、制止、禁止¹⁰する協定。
6. 協定の当事者でない事業者を市場から排除する協定。
7. 技術、テクノロジーの開発を制限し、投資制限をする協定。
8. 他の事業者に対する物品売買、サービス供給契約締結条件を強制、決定する協定、又は他の事業者が契約対象と直接関連しない義務を承認することを強制する協定。
9. 協定に参加しない当事者と取引をしない協定。
10. 製品消費市場、物品供給源、サービス供給源を制限する協定。
11. その他競争制限効果を惹起する、又は惹起する可能性を有する協定。

第 12 条 禁止される競争制限協定

1. この法律 第 11 条 1 項、2 項及び 3 項が規定する、関連市場における事業者間での競争制限協定。
2. この法律第 11 条 4 項、5 項及び 6 項が規定する、事業者間での競争制限協定
3. 市場において顕著な競争制限効果を惹起する、又は惹起する可能性のある場合の、この法律第 11 条 7 項、8 項、9 項、10 項及び 11 条が規定する、関連市場における事業者間の競争制限協定。
4. 市場において顕著な競争制限効果を惹起する、又は惹起する可能性のある場合の、この法律第 11 条 1 項、2 項、3 項、7 項、8 項、9 項、10 項及び 11 項が規定する、特定の物品、サービスを一連として生産、流通、供給する場合の異なる段階ごとにおいて経営を行う事業者間の競争制限協定。

第 13 条 競争制限協定の顕著な競争制限効果又はその惹起の可能性の評価

1. 国家競争委員会は、以下のいくつかの要素に基づいて、競争制限協定の顕著な競争制限効果又はその惹起の可能性を評価する：
 - a) 協定に参加する各事業者の市場占有率の値；
 - b) 市場参入、拡大の障壁；
 - c) 技術研究、開発、革新の制限又は技術能力の制限；

¹⁰ 「禁止」の原文は không である。

- d) 必要不可欠なインフラストラクチャへのアクセス、確保可能性の減少；
- d) 協定参加事業者の物品、サービス購入時における、又は、協定参加事業者の物品、サービスに代えて他の関連する物品、サービスを購入する場合の、顧客の費用、時間の増加；
- e) 協定参加事業者に関連する分野、領域における、各特殊要素の管理を通じた、市場における競争阻止の惹起。

2. 政府はこの条第 1 項の詳細を規定する。

第 14 条 禁止される競争制限協定の適用除外

1. この法律 第 12 条の規定に従った、第 11 条 1 項,2 項,3 項,7 項,8 項,9 項,10 項及び 11 項が規定する禁止される競争制限協定は、消費者に利益があり、以下の各条件の一つに合致する場合は、一定の期間、適用除外される。
 - a) 技術、テクノロジー促進、物品、サービスの質向上の作用。
 - b) 国際市場におけるベトナム事業者の競争力増強。
 - c) 各種の製品の品質基準、技術規格の統一的適用の促進
 - d) 価格及び価格の要素に関連を有さない契約、商品引渡、決済の実施条件の統一
2. その他の法律の規定に従って実施される特殊分野、領域における労働協定、協力協定は、その法律の規定に従って実施される。

第 15 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類の提出

1. 禁止される競争制限協定に参加予定の事業者は、国家競争委員会に適用除外¹¹申請¹²書類を提出する。
2. 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類は、以下からなる：
 - a) 国家競争委員会が発行した標準書式に従った申請書；
 - b) 各当事者間の協定内容の草案；
 - c) 禁止される競争制限協定に参加する事業者ごとの事業者登記証明書又はそれに相当する文書の写し；禁止される競争制限協定に職業団体が参加する場合は、職業団体の定款の写し；
 - d) 禁止される競争制限協定に参加する事業者ごとの、適用除外申請書類を提出する年の前の連続した 2 年分の財政報告書、又は新たに設立した事業者で法

¹¹ 「適用除外」の原文は *huong miễn trừ* で、直訳は「免除享受」である。その意味するところは、免除（＝適用除外）が認められて、それによる利益を享受できる、ということであろう。この直訳では日本語として不自然さが大きいので、単に、適用除外と意識している。

¹² 「申請」の原文は *dề nghị* で、直訳は「提議」となる。以後、この *dề nghị* を文脈に応じて「申請」又は「提案」と訳し分けている。

令に従った会計監査組織による確認があるものについては、設立時点から適用除外申請書類提出の時点までの財政報告書；

- d) この法律第 14 条 1 項の規定に合致することについての具体的な説明報告書で、証明のための証拠を添付したもの；
 - e) 禁止される競争制限協定に参加する各当事者の代理人への委任文書（もしあれば）。
3. 書類を提出する事業者は書類の誠実性につき責任を負う。資料の中の外国語で書かれた資料は、ベトナム語の翻訳文が添付されなくてはならない。

第 16 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類の受理

1. 国家競争委員会は、禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類を受理する責任を負う。
2. 適用除外申請書類受理の日から 7 営業日以内に、国家競争委員会は書類の十分性、適式性について提出者に文書で通知をする責任を負う。
書類が十分性、適式性を満たさない場合には、国家競争委員会は、通知発出から 30 日以内に当事者が修正、補充するために修正、補充の具体的内容を文書で通知する責任を負う。
期間が終了したのに、修正、補充を要請された当事者が修正、補充をしない、又は要請に従った十分な修正、補充しない場合は、国家競争委員会は適用除外申請書類を再返却する。
3. 書類が十分性、適式性を満たしたとの通知を得た後に、書類を提出した当事者は書類の審査決定費用を、費用に関する法令の規定に従って納入しなければならない。
4. 書類は、書類を提出した当事者が書類審査決定費用を納入する義務を履行してから、受理される。

第 17 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請情報、資料の補充要請

1. 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請を受理した後、国家競争委員会は、当事者に対して、競争制限協定実施の予定に関連するその他の必要な情報、資料を提出することを要請する権利を有する。
2. 要請された当事者が、要請に従った情報、資料を補充しない、又は補充に不足がある¹³場合、国家競争委員会は既存の情報、資料に基づいて審査、決定を行う。

¹³ 「補充に不足がある」の原文は *bổ sung không đầy đủ* である。直訳は「十分でない補充をする」である。

第 18 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類の審査過程における聴取¹⁴

1. 国家競争委員会は、適用除外申請がされている禁止される競争制限協定の内容に関連する機関、組織、個人の意見を聴取する権利を有する。
2. 意見聴取に関する国家競争委員会の要請を受けた日から 15 日以内に、聴取される機関、組織、個人は文書で回答し、聴取される内容に関する情報、資料を提供する責任を有する。

第 19 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類の回収

1. 事業者は、禁止される競争制限協定に対する適用除外申請書類を回収¹⁵する権利を有する。書類回収の申請は文書で作成され、国家競争委員会に送付されなくてはならない。
2. 書類審査費用は、適用除外申請書類を取り戻した事業者に、返還されない。

第 20 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外に関する決定権限及び期限

1. 国家競争委員会は、法律の規定に従って禁止される競争制限協定に対する適用除外を適用される当事者に承認決定または不承認決定を出す；承認しない場合は理由を明らかにしなければならない。
2. 適用除外に関する決定発出期限は、書類受理から 60 日である。
3. 複雑な事案については、この条 第 2 項に規定する決定発出期限は、国家競争委員会が期限を延長することができるが、延長期間は 30 日を超えない。期限延長は遅くとも決定発出期限が終了する 3 営業日前に当事者に文書で通知されなくてはならない。
4. 適用除外に関して国家競争委員会が、決定発出の手順、手続及び期限についての規定に違反した場合、事業者は法律の規定に従って不服申し立て、提訴をする権利を有する。

第 21 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外決定

1. 禁止される競争制限協定に対する適用除外決定は、以下の主要な内容を有さなくてはならない：
 - a) 協定に参加する当事者の名称、住所；
 - b) 実施される協定の内容；
 - c) 協定に参加する当事者の条件及び義務

¹⁴ 「聴取」の原文は *tư vấn* で、直訳は「諮問」である。

¹⁵ 適用除外の要請を取り下げて、書類を回収する、という意味である。

d) 適用除外期間。

2. 禁止される競争制限協定に対する適用除外決定は、協定参加当事者に対して、決定発出の日から 7 営業日以内に送付されなくてはならない。
3. この条第 1 項 d 号が規定する適用除外期間は、決定発出の日から 5 年を超えない。

適用除外期間が終了する前の 90 日以内に、協定参加当事者の申請に従って、国家競争委員会は連続した、又は非連続的な、禁止される競争制限協定に対する適用除外につき審査して、決定する。連続した適用除外がされる場合は、適用除外連続決定が発出された日から 5 年を超えない。

第 22 条 適用除外の場合における競争制限協定の実施

1. 競争制限協定に参加する当事者がこの法律 第 14 条 1 項が規定する適用除外条件に合致する場合、この法律第 21 条が規定する適用除外決定が発出された後に、競争制限協定が実施される。
2. 適用除外できる競争制限協定に参加する当事者はこの法律 第 21 条が規定する適用除外決定を正しく実施しなくてはならない。

第 23 条 禁止される競争制限協定に対する適用除外決定の取消

1. 国家競争委員会は、以下の各場合に、適用除外決定の取消¹⁶を決定する：
 - a) 適用除外する条件が残存していない；
 - b) 適用除外申請における不正の発現；
 - c) 適用除外をする事業者が、適用除外決定における適用除外を受けるための条件、義務に違反した；
 - d) 適用除外決定が基礎とした、適用除外の条件についての情報、資料が正確でなかった。
2. 適用除外条件が残存していない場合、適用除外当事者は国家競争委員会に適用除外決定の取消を通知する責任を有する。
3. 適用除外決定取消決定は、決定発出の日から 7 営業日以内に協定参加当事者に送付されなくてはならない。

第四章 市場の支配的地位の濫用、独占的地位の濫用

第 24 条 市場の支配的地位を有する事業者、事業者グループ

1. この法律 第 26 条の規定に従って確定される顕著な市場優位性を有し、又は関連市場において 30%以上の市場占有率を有する場合、市場支配的地位を有する事業者とみなされる。

¹⁶ 「取消」の原文は *bãi bỏ* で、直訳は「廃止」である。

2. 共通の行動が市場制限作用を惹起し、この法律 26 条の規定に従って確定される顕著な市場優位性を有する場合、又は総市場占有率が以下の各場合の一つに属する場合、市場支配的地位を有する事業者グループとみなされる：
 - a) 2 つの事業者が関連市場で 50%以上の総市場占有率を有する；
 - b) 3 つの事業者が関連市場で 65%以上の総市場占有率を有する；
 - c) 4 つの事業者が関連市場で 75%以上の総市場占有率を有する；
 - d) 5 つ以上の事業者が関連市場で 85%以上の総市場占有率を有する。
3. この条 2 項の規定する市場支配的地位を有する事業者グループは、関連市場において 10%未満の市場占有率を有する事業者を含まない。

第 25 条 独占的地位を有する事業者

関連市場において、物品、サービスに関して競争する事業者が全くない状態で、当該事業者が経営している場合、独占的地位を有する事業者とみなされる。

第 26 条 顕著な市場優位性の確定

1. 事業者、事業者グループの顕著な市場優位性は、以下のいくつかの要素を根拠に確定される：
 - a) 関連市場における各事業者間の市場占有率の相関関係；
 - b) 事業者の財政、規模の優位性；
 - c) その他の事業者に対する市場参入、拡大の障壁；
 - d) 物品、サービスを流通、消費する市場又は物品、サービスの供給源を掌握し、アクセスし、統制する能力；
 - d) テクノロジー、技術基盤に関する優位性；
 - e) インフラストラクチャを所有し、掌握し、アクセスする権利；
 - g) 知的財産権の対象を所有し、使用する権利；
 - h) 供給又は需要源を、関連するその他の物品、サービスに変更する能力；
 - i) 事業者が現に経営活動をする分野、領域における特殊要素。
2. 政府はこの条第 1 項の詳細を規定する。

第 27 条 禁止される市場支配的地位濫用行為、独占的地位濫用行為

1. 市場支配的地位を有する事業者、事業者グループが実施する以下の行為
 - a) 総原価を下回って物品を販売し、サービスを供給して競争相手を排除する、又は排除する可能性をつくる；
 - b) 顧客に損害を惹起又は惹起する可能性のある、物品又はサービスの不当な販売価格若しくは購入価格を強制し、又は最低再販売価格を決定する；

- c) 顧客に損害を惹起又は惹起する可能性のある、物品又はサービスの、生産若しくは流通の制限、市場の制限、又は技術、テクノロジー開発を妨害する；
 - d) 類似の取引において、相互に異なる条件を適用してその他の事業者の市場参入、拡大を阻止若しくは阻止の可能性を作ること、又はその他の事業者を排除する；
 - d) 物品売買契約、サービス契約締結の際、その他の事業者に条件を強制し、又はその他の事業者、顧客に契約の対象と直接関連しない義務の承認を要請し、その他の事業者の市場参入、拡大を阻止し、又はその他の事業者を排除する；
 - e) その他の事業者の市場参入、拡大を阻止する；
 - g) その他の法令の規定に従って禁止される市場支配的地位の濫用行為。
2. 独占的地位を有する事業者が行う以下の行為
- a) この条第 1 項 b 号、c 号、d 号、d 号及び e 号が規定する行為；
 - b) 顧客に対する不利な条件の強制；
 - c) 独占的地位を濫用した、締結済みの契約の正当な理由のない変更又は廃止；
 - d) その他法令に従って禁止される独占的地位の濫用行為。

第 28 条 国家独占領域において活動する事業者の統制

1. 国家は、以下の各方法により、国家独占領域において活動する事業者を統制する：
- a) 国家独占領域に属する物品、サービスの売買価格の決定；
 - b) 国家独占領域に属する物品、サービスの数、量、範囲の決定；
 - c) この法律の規定及びその他の関連する法律の規定に従った、国家独占領域に属する物品、サービスの関連市場の方向性確立、作成。
2. 国家独占領域において活動する事業者がその他の国家独占領域外の経営活動をする際は、事業者のその経営活動は、この条第 1 項が規定する調整に服しないがこの法律のその他の規定による調整に服する。

第五章 経済集中

第 29 条 経済集中の形式

1. 経済集中は以下の各型式からなる：
- a) 吸収合併
 - b) 新設合併

- c) 事業者買収¹⁷
 - d) 事業者間の共同事業
 - d) 法令の規定に従ったその他の経済集中形式
2. 吸収合併とは、一つ又は複数の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益のすべてを他の事業者に承継させることにより、吸収合併された事業者の経営活動を終了又はその事業者を消滅させることをいう。
3. 新設合併とは、二つ以上の事業者がその財産、権利、義務及び法律上の利益のすべてを新たに設立する会社に承継させることにより、それら事業者の経営活動を終了又はその事業者を消滅させることをいう。
4. 事業者買収とは、一つの事業者が直接又は間接にその他の事業者の全部又は一部の資本、財産を購入して、買収される事業者又はその事業者の一部の分野、業種を統制、支配することをいう。
5. 事業者間の共同事業とは、二つ以上の事業者が共に自らの財産、権利、義務、合法的利益を拠出して新しい一つの事業者（事業）を作り出すことをいう。

第 30 条 禁止される経済集中

事業者がベトナムの市場において顕著な競争制限効果を惹起する又はそれを惹起する可能性がある経済集中を実施すること。

第 31 条 経済集中の顕著な競争制限効果又はその効果を惹起する可能性の評価

1. 国家競争委員会は、以下の各要素の一つ又は複数の要素の結合に基づき、経済集中の、顕著な競争制限効果又はその効果を惹起する可能性を評価する：
- a) 関連市場における経済集中に参加する事業者の総市場占有率；
 - b) 経済集中の前後を通じた関連市場の集中の程度；
 - c) 一種類の物品、サービスの一連の生産、流通、提供の過程において経済集中に参加する各事業者の関係、又は相互に投入し合う若しくは補助しあう経済集中に参加する事業者の経営分野、業種；
 - d) 関連市場における経済集中による競争優位性；
 - d) 経済集中後の、顕著に価値を増加又は利益の比率を増加させる、事業者の能力；
 - e) 経済集中後のその他の事業者の市場参入、拡大を排除又は阻止する、事業者の能力；

¹⁷ JICA ベトナム六法に記載されている旧法では事業取得と訳されている。

- g) 経済集中に参加する各事業者の分野、領域における特殊要素。
2. 政府はこの条第 1 項の詳細を規定する。

第 32 条 経済集中の肯定的な効果の評価

1. 国家競争委員会は、以下の要素の一つまたは複数の要素の結合に基づき、経済集中の肯定的な効果进行评估する：
- a) 国家戦略、企画に従った分野、領域又は科学、テクノロジーの発展に向けた肯定的効果；
 - b) 中小事業者発展に向けた肯定的効果；
 - c) 国際市場におけるベトナム事業者の競争力の増大。
2. 政府はこの条第 1 項の詳細を規定する。

第 33 条 経済集中の届出

1. 経済集中に参加する各事業者は、経済集中届出基準に該当する場合は、この法律第 34 条の規定に従って、経済集中を進める前に、経済集中届出書類を国家競争委員会に提出しなければならない。
2. 経済集中届出基準は、以下の各指標の一つに基づき、確定される：
- a) ベトナムの市場における、経済集中に参加する事業者の総財産；
 - b) ベトナムの市場における、経済集中に参加する事業者の売上高；
 - c) 経済集中の取引価値；
 - d) 経済集中に参加する事業者の関連市場における総市場占有率。
3. 政府は、その時期ごとにおける経済－社会条件に合致するように、この条の詳細を規定する。

第 34 条 経済集中の届出書類

1. 経済集中の届出書類は以下からなる：
- a) 国家競争委員会が発行した標準書式による経済集中届出書；
 - b) 経済集中協定の内容の草案又は事業者間の経済集中についての契約書、それを記入した議事録；
 - c) 経済集中に参加する事業者ごとの企業登記証明書又はそれに相当する文書の正式な写し；
 - d) 経済集中に参加する事業者ごとの、経済集中届出前の連続 2 年分の財政報告書又は新設された事業者で法令の規定に従った会計監査組織の確認を得ているものは、設立時から経済集中届出までの財政報告書；
 - d) 経済集中に参加する事業者ごとの親会社、子会社、グループ会社、支店、駐在事務所及びその他部局の一覧表；

- e) 事業活動を現に行っている、経済集中に参加する事業者ごとの各種物品、サービスの一覧表；
 - g) 経済集中届出をする年の前の連続 2 年分の、経済集中に参加する事業者ごとの経済集中が予定される領域での市場占有率についての情報；
 - h) 経済集中による競争制限効果惹起の可能性の排除¹⁸方法；
 - i) 経済集中の肯定的効果の評価及び経済集中の肯定的効果増強方法の報告書
2. 経済集中届出書類を提出する事業者は、書類の誠実性につき責任を負う。
書類の中の外国語による資料はベトナム語の翻訳文が添付されなくてはならない。

第 35 条 経済集中の届出書類の受領

1. 国家競争委員会は経済集中届出書類を受領する責任を負う。
2. 経済集中届出書類受領の日から 7 営業日以内に、国家競争委員会は書類の十分性、適式性について提出者に文書で通知をする責任を負う。
書類が十分性、適式性を満たさない場合には、国家競争委員会は、通知発出から 30 日以内に当事者が修正、補充するために修正、補充の具体的内容を文書で通知する責任を負う。
期間が終了したのに、修正、補充を要請された当事者が修正、補充をしない、又は要請に従った修正、補充が不足する場合は、国家競争委員会は経済集中届出書類を返却する。

第 36 条 経済集中の予備審査

1. 国家競争委員会は、経済集中の予備審査を行う責任を負う。予備審査の内容は、以下からなる：
 - a) 関連市場における経済集中参加事業者の総占有比率；
 - b) 経済集中の前後を通じた市場の集中の程度；
 - c) 一種類の物品、サービスの一連の生産、流通、提供の過程において経済集中に参加する各事業者の関係、又は相互に投入し合う若しくは補助しあう経済集中に参加する事業者の経営分野、業種。
2. 十分性、適式性を満たす経済集中通知書類を受領した日から 30 日以内に、国家競争委員会は、以下の各内容の一つについて、経済集中の予備審査の結果の通知を発出しなければならない：
 - a) 経済集中を実施できる；
 - b) 経済集中は正式な審査が必要である。

¹⁸ 「排除」の原文は *khắc phục* であり、直訳は「克服」である。

3. この条 第 2 項が規定する期間が経過したが国家競争委員会が予備審査結果の通知を発出しない場合、経済集中を実施することができ、国家競争委員会はこの条第 2 項 b 号が規定する内容についての通知を発出することができない。
4. 政府はこの条第 1 項の詳細を規定し、この条第 2 項 b 号が規定する正式な審査を受けなければならない経済集中の指標を規定する。

第 37 条 経済集中の正式審査

1. 国家競争委員会は、この法律 第 36 条 2 項 b 号が規定する内容の予備審査結果発出の日から 90 日以内に、経済集中の正式審査を行う。
複雑な事案については、国家競争委員会は期限を延長することができるが、それは 60 日を超えず、経済集中届出書類を提出した事業者に文書で通知する。
2. 経済集中の正式審査の内容は以下からなる：
 - a) この法律第 31 条が規定する経済集中に関する顕著な競争制限効果又はその効果を惹起する可能性の評価、及び競争制限効果の排除方法；
 - b) この法律第 32 条が規定する経済集中の肯定的効果の評価、及び経済集中の肯定的効果の増強方法；
 - c) 経済集中に関して審査、決定するための、競争制限効果の総合的可能性及びの経済集中の肯定的効果の可能性の評価。

第 38 条 経済集中に関する情報の補充

1. 経済集中の正式審査の過程において、国家競争委員会は、経済集中届出書類を提出した事業者に対して、情報、資料の補充を要請できるが、それは 2 回を超えない。
2. 経済集中届出書類を提出した事業者は、国家競争委員会の要請に従って、経済集中に関連する情報、資料を補充する責任を負い、補充した情報、資料の十分性、正確性に責任を負う。
3. 要請を受けた当事者が、要請に従った情報、資料を補充しない、又は補充が不足する場合は、国家競争委員会は既存の情報、資料に基づいて審査、決定する。
4. この条第 2 項が規定する情報、資料の補充期間は、この法律 37 条 1 項が規定する経済集中審査期間に算入されない。

第 39 条 経済集中審査過程の聴取

1. 経済集中審査過程において、国家競争委員会は経済集中に参加する事業者が活動している分野、領域の管理機関に聴取する権利を有する。

意見聴取に関する国家競争委員会の要請文書受領の日から 15 日以内に、
聴取される機関は文書で聴取内容を回答する責任を負う。

2. 経済集中審査過程において、国家競争委員会は関連を有する各事業者、組織、個人から意見を聴取することができる。

第 40 条 経済集中審査における関連機関、組織、個人の情報、資料提供の責任

1. 関連を有する機関、組織、個人は、経済集中審査の過程において国家競争委員会の要請に従って、十分で正確な情報、資料を遅滞なく提供する責任を負う。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
2. 国家競争委員会は、法令の規定に従って、提供された情報、資料の秘密を保持する責任を負う。

第 41 条 経済集中に関する決定

1. 経済集中の正式審査が終了した後、正式審査の内容に基づいて、国家競争委員会は以下の各内容の一つの決定を発出する：
 - a) 実施可能な経済集中；
 - b) この法律第 42 条が規定する条件付き経済集中；
 - c) 禁止される経済集中。
2. この条第 1 項が規定する経済集中に関する決定は、経済集中に参加する各事業者に対して、決定発出の日から 5 営業日以内に送付されなくてはならない。

国家競争委員会が正しい期限内に決定を発出せず、事業者に損害を惹起する場合、法令の規定に従って損害賠償をしなければならない。

第 42 条 条件付き経済集中

条件付き経済集中とは、以下の各条件の一つ以上に適合する場合に実施可能となる経済集中である。

1. 経済集中に参加する事業者の資本、財産の一部の分割、売却をする；
2. 物品、サービスの売買価格に関連する内容又は経済集中後に事業者が締結した契約におけるその他の取引条件の検査をする；
3. 市場における競争制限効果の可能性の排除を狙ったその他の方法がある；
4. 経済集中の肯定的効果の増強を狙ったその他の方法がある。

第 43 条 経済集中の実施

1. この法律第 36 条 2 項 a 号、第 41 条 1 項 a 号及び b 号が規定する経済集中を実施する事業者は、事業者に関する法律及び関連を有するその他の法令の規定に従って経済集中の手続を行う。

2. 経済集中を実施する事業者で、この法律 第 41 条 1 項 b 号が規定する場合に属するものは、経済集中実施の前後を通じて、国家競争委員会の経済集中に関する決定に従って経済集中の条件を十分に実施しなければならない。

第 44 条 経済集中に関する規定に違反する行為

1. 事業者がこの法律に従った経済集中の届出をしない。
2. 第 36 条 2 項が規定する国家競争委員会の予備審査結果通知を受け取る前に事業者が経済集中を実施する。但し、この法律 第 36 条 3 項が規定する場合を除く。
3. 経済集中の正式審査をしなければならない場合に属する事業者が、この法律第 41 条に規定する決定を国家競争委員会が発出する前に、経済集中を実施する。
4. 事業者が、この法律第 41 条 1 項 b 号が規定する経済集中に関する決定の中で言及される条件を実施しない、又は条件の実施が不足する。
5. 事業者が、この法律第 41 条 1 項 c 号が規定する場合に、経済集中を実施する。
6. 事業者が、この法律第 30 条に規定する禁止される経済集中を実施する。

第六章 禁止される不公正な競争行為

第 45 条 禁止される不公正な競争行為

1. 以下の、経営上の秘密情報の侵害：
 - a) 経営上の秘密情報に対して、その所有者の秘密保護方法に反する形で、アクセスし、収集する；
 - b) 経営上の秘密を、その所有者の許可を得ないで漏洩し、使用する。
2. 他の事業者の顧客、経営パートナーに脅威又は威迫を与えて、その事業者との取引をしないこと、又は取引の停止を強制する。
3. 直接又は間接的な方法で他の事業者に関する正しくない¹⁹情報を提供し、その事業者の威信、財政状況又は経営の動きに対する悪影響を惹起する。
4. 直接又は間接的な方法で、他の事業者の経営活動を妨害、中断させることでその経営活動の混乱を惹起する。
5. 以下の各方法によって、顧客を不正に導く：
 - a) 事業者、物品、サービス、景品、物品・サービスに関連する他の事業者の顧客誘引を目的とする取引条件に関して、顧客に誤った情報を提供し、又は顧客に混同を惹起する。

¹⁹ 「正しくない」の原文は không trung thực であり、直訳は「忠実でない」である。

- b) 自らの物品、サービスと他の事業者の物品、サービスを比較するが、その内容が証明できない。
- 6. すべての原価を下回って物品を販売、サービスを提供して、その物品、サービスをについて経営活動をする他の事業者を排除する、又はその可能性を作る。
- 7. その他の法令の規定に従った禁止される不公正な競争行為。

第七章 国家競争委員会

第 46 条 国家競争委員会

1. 国家競争委員会は、委員長、副委員長、委員を含み、商工省に属する機関である。

競争審査局及びその他の部局は国家競争委員会の機構である。

2. 国家競争委員会は、以下の任務、権限を有する：
 - a) 商工省大臣の競争に関する国家管理職務実施についての助言；
 - b) 競争審査手続の実施；経済集中の統制；禁止される競争制限協定適用除外の決定
3. 政府は、国家競争委員会の任務、権限及び組織機構の詳細を規定する。

第 47 条 国家競争委員会の委員長

国家競争委員会の委員長は、同委員会の指導者であり、法令の下に、国家競争委員会の組織、活動に関して責任を負う。

第 48 条 国家競争委員会の委員

1. 国家競争委員会の委員は、この法律が規定する競争審査手続の手順、手続に従って、競争制限事件処理評議会、競争制限処理決定不服申立解決評議会に参加する。
2. 国家競争委員会の委員の数は、最大で 15 名であり、それには国家競争委員会の委員長及び他の各委員が含まれる。国家競争委員会の委員は商工省、各省、関連する分野の公務員、各専門家及び科学者である。
3. 国家競争委員会の委員は、政府首相が、商工省大臣の提案に従って任免する。
4. 国家競争委員会の委員の任期は 5 年で、再任が可能である。

第 49 条 国家競争委員会委員の基準

1. ベトナム公民であり、高い道徳があつて、廉潔で誠実である。
2. 法律、経済、財政の各分野の一つに属する大学を卒業している。

3. この条第 2 項が規定する領域の一つ以上において 9 年以上の実務経験がある。

第 50 条 競争審査局

1. 競争審査局は、国家競争委員会に属し、この法律が規定する各違反行為を審査する職能を有する。
2. 競争審査局は、以下の任務、権限を有する：
 - a) 競争に関する法令違反を疑わせる行為発見のための情報の収集、受領；
 - b) 競争審査の実施；
 - c) 競争審査、処理において、行政違反処理の阻止又は保障手段の適用、変更又は廃止の建議；
 - d) 審査過程において各審査手段を、法令の規定に適合するように実施する；
 - d) 国家競争委員会の委員長の役割に従ったその他の任務。

第 51 条 競争審査局の長

1. 競争審査局の長は、国家競争委員会の委員長が任免する。
2. 競争審査局の長は、この法律第 50 条が規定する職務、任務、権限を実施するために、審査機関の活動を行う責任を有する。

第 52 条 競争事件審査官

1. 競争事件審査官は、国家競争委員会の委員長が任免する。
2. 競争事件審査官は、競争審査局の長による役割分担の割当に従って審査任務を実施する。

第 53 条 競争事件審査官の基準

1. ベトナム公民で、高い道徳があり、廉潔で誠実である。
2. 国家競争委員会に属する公務員である。
3. 法律、経済、財政、情報工学の各分野の一つに属する大学を卒業している。
4. この条第 3 項が規定する一つ以上の領域で 5 年以上の実務経験がある。
5. 審査の専門、業務に関する能力を養成、強化できる。

第八章 競争審査手続

第 1 節 総則

第 54 条 競争審査手続の原則

1. 競争審査手続遂行機関、競争審査手続遂行者、競争審査手続参加者、関連を有する機関組織、個人の競争審査手続活動はこの法律の規定に従う。
2. 競争審査手続遂行機関、競争審査手続遂行者、競争審査手続参加者は、その責任、権限及び任務において、法令の規定に従って競争事件に関する情報の秘密、事業者の営業秘密を維持しなくてはならない。
3. 競争審査手続の過程において、事業者、関連を有する組織及び個人の合法的権益を尊重する。

第 55 条 競争手続で使われる言語

競争審査手続における話し言葉及び書き言葉はベトナム語である。競争審査手続参加者は自らの民族の言葉を話し言葉及び書き言葉として使用する権利を有するが、この場合、通訳者がいなくてはならない。

第 56 条 証拠

1. 証拠とは、競争事件の解決にあたり、競争に関する法令違反の有無、事業者の違反行為及びその他の意義がある詳細を確定する根拠として用いられる事実である。
2. 証拠は以下から収集される：
 - a) 読み、聞き、見ることができる資料、電子データ；
 - b) 物的証拠
 - c) 証人の申述、証言
 - d) 申告人、被審査人又は関連する組織、個人の申述、証言、説明、
 - d) 鑑定結果
 - e) 競争事件審査、処理の過程における調書
 - g) 法令の規定に従ったその他の資料、物
3. 証拠は以下のように確定される：
 - a) 読むことができる資料の内容は、それが正式な写し又は公証された、若しくは関連を有する、あるいは提供、確認の権限を有する機関、組織、個人により合法性の確証がされた写しであれば証拠とみなされる；
 - b) 聞くことができる資料、見ることができる資料は、その資料保持者が自ら録音、録画した場合はその資料の出处に関するそれらの者の陳述文書、資料提出者に対して供給した者のその資料の出处に関する確認文書、又は

その記録との関連性に関する文書に添付されて提出された場合に、証拠とみなされる；

- c) 電子データメッセージは、電子データ、電子証書、電子メール、電信、電報、ファクスの交換の形式及び電子取引に関する法令が規定するその他の相当な形式において体现される；
- d) 物証は、事件と関連する現物証拠でなければならない；
- d) 証人の申述、証言；申告人、被申告人、被審査者、又は関連を有する組織、個人の申述、証言、説明は、文書に記録され、この項 a 号及び b 号が規定するように記録媒体に録音、録画された場合、又は審判でなされた場合に証拠とみなされる；
- e) 鑑定者の結論は、その鑑定が法令の規定による手続に従って遂行された場合に証拠とみなされる。

4. 政府はこの条の詳細を規定する。

第 57 条 競争審査手続における符号、支援の責任

- 1. 権限を有する機関、個人は、自らの職務、任務及び権限の範囲で、国家競争委員会、競争審査局、競争制限事件処理評議会の要請に従って、競争事件の審判、処理の過程で協力し、支援する責任を有する。
- 2. 事業者、機関、組織、個人は、国家競争委員会、競争審査局、競争制限事件処理評議会の要請に従って、競争事件に関連を有し、現に管理、保持する情報、資料を十分に、正確に、適時に提供する責任を有する。

第 2 節 競争審査手続進行機関、競争審査手続進行者

第 58 条 競争審査手続進行機関、競争審査手続進行者

- 1. 競争審査手続遂行機関は以下からなる：
 - a) 国家競争委員会；
 - b) 競争制限事件処理評議会；
 - c) 競争事件処理決定不服申立解決評議会；
 - d) 競争審査局。
- 2. 競争審査手続遂行者は以下からなる：
 - a) 国家競争委員会委員長；
 - b) 競争制限事件処理評議会会長；
 - c) 競争制限事件処理評議会委員；
 - d) 競争事件処理決定不服申立解決評議会委員；
 - d) 競争審査局の長；
 - e) 競争事件審査官；

g) 審判²⁰の書記官。

第 59 条 競争審査手続遂行時における国家競争委員会委員長の任務及び権限

1. 競争制限事件解決のための競争制限事件処理評議会の設立及び国家競争委員会に属する公務員からの審判の書記官の指名の決定。
2. 競争制限事件処理評議会委員、審判の書記官の変更の決定。
3. 競争制限²¹事件処理決定不服申立解決評議会の設立及び会長の決定。
4. 経済集中又は不公正な競争に関する規定違反事件処理決定不服申立の解決。
5. 行政違反処理に関する法令の規定に従った、競争事件の審査、処理における、行政違反処理の阻止又は保障の方法の適用、変更、廃棄につき権限を有する機関への要請。
6. 経済集中に関する規定違反事件処理の決定。
7. 不公正な競争事件処理の決定。
8. この法律が規定するその他の任務、権限。

第 60 条 競争制限事件処理評議会

1. 具体的な競争制限事件処理のために、国家競争委員会が競争制限事件処理評議会の設立を決定する。評議会は、任務を完了した時に、活動を終了して解散する。競争制限事件処理評議会は独立して活動し、法令を遵守する。
2. 競争制限事件処理評議会の委員数は、3 人又は 5 人であり、国家競争委員会の会長が国家競争委員会の委員の中から選択して決定する。その中の一人の委員は競争制限事件処理評議会の会長となる。
3. 競争制限事件処理の際、競争制限事件処理評議会は集団の原則に従い、多数の決定に従う。

第 61 条 競争制限事件処理評議会、会長及び各委員の任務、権限

1. 競争制限事件処理評議会は、以下の任務、権限を有する：
 - a) 審判開廷決定；
 - b) 審判参加者の招集；
 - c) 各当事者の要請に従った証人の収集；
 - d) 鑑定実施決定；鑑定人、通訳人の変更決定；
 - d) 競争審査局に対する補充審査遂行の要請；
 - e) 競争制限事件解決停止決定；
 - g) 競争制限事件処理決定；

²⁰ 「審判」の原文は phiên điều trần である。

²¹ 第 58 条 1 項 c 号、同条 2 項 d 号と異なり、hạn chế「制限」との表現が入っている。

- h) 国家競争委員会委員長に対するこの法律 59 条 2 項及び 5 項の規定に従った任務、権限の実施の提案；
 - i) この法律の規定に従ったその他の任務、権限。
2. 競争制限事件処理評議会の会長は、以下の任務、権限を有する：
- a) 競争制限事件処理の実施；
 - b) 競争制限事件処理評議会の招集、主宰；
 - c) 競争制限事件処理評議会の文書への署名；
 - d) 法令の規定に従ったその他の任務、権限；
3. 競争制限事件処理評議会の委員は、以下の任務、権限を有する：
- a) 競争制限事件処理評議会の会議への十分な参加；
 - b) 競争制限事件処理評議会の任務、権限に属する問題に関する討論及び票決。

第 62 条 競争審査手続遂行時における、競争審査局の長の任務、権限

1. 競争審査局の長は、以下の任務、権限を有する：
- a) 国家競争委員会委員長の承認に基づいた競争事件審査決定；
 - b) 競争事件審査員の役割分担の決定；
 - c) 競争事件審査員の提案に従った機関、組織、個人に対する資料、情報、物の提供及び事件内容に関連する説明の要請；
 - d) 競争事件審査員の変更決定；
 - d) 鑑定実施決定；鑑定人、通訳人変更決定；
 - e) 各当事者の要請に従った証人招集決定；
 - g) 国家競争委員会委員長の了承に基づいた審査延長決定、審査停止決定；
 - h) 国家競争委員会委員長に対する、審査過程における行政違反処理の阻止又は保証の方法の適用、変更又は廃止につき権限を有する機関に要請することの建議；
 - i) 競争事件審査の結論；
 - k) 審判への参加
 - l) この法律の規定に従ったその他の任務、権限
2. 審査過程の終了の際、競争審査局の長は競争事件の結論に署名する；競争事件の書類全部と一緒に審査報告、審査決定を国家競争委員会委員長に送付する。

第 63 条 競争審査手続遂行時における、競争事件審査員の任務、権限

- 1. 競争審査局の長による役割分担に従った競争事件の審査遂行。
- 2. 競争事件審査終了後の審査報告書の作成。
- 3. 提供された資料の保管。

4. 競争審査局の長、及び自らの任務、権限実施に関する法令の前に責任を負うこと。
5. 審判への参加。
6. 法令の規定に符合しながらの、審査過程における審査義務の実施。
7. 競争審査局の長による競争事件審査の延長、停止及び終結、審査過程における鑑定実施、鑑定人、通訳人の変更、の建議。
8. 競争審査局の長が、国家競争委員会委員長に対して、権限を有する機関が審査過程において行政違反処理を阻止又は保証する方法を適用することを要請する建議をするための報告。
9. この法律の規定に従ったその他の任務、権限。

第 64 条 審判の書記官の任務、権限

1. 審判開廷前に必要な業務の準備。
2. 審判の内規の周知。
3. 審判に招集された者の出欠席に関して、競争事件処理評議会への報告。
4. 議事録の作成。
5. 競争制限事件処理評議会会長による役割分担の割当に従ったその他の任務の実施。

第 65 条 競争審査手続遂行者の変更

1. 競争制限事件処理評議会の委員、競争事件審査員、審判の書記官は、以下の各場合の一つに属する場合は、競争審査手続遂行を拒否するか、変更されなくてはならない：
 - a) 被審査人又は不服申立人の親族
 - b) 競争事件に関連した権益、義務を有する
 - c) 任務遂行時において客観性を欠くことにつき明確な根拠がある
2. 国家競争委員会会長は、競争制限事件処理評議会の委員、審判の書記官の変更につき、自ら決定するか、競争制限事件処理評議会の提案に従って決定する。
3. 審判において、競争制限事件処理評議会の委員、審判の書記官を変更しなければならない場合、競争制限事件処理評議会は審判延期決定を発出し、同時に、国家競争委員会委員長に競争制限事件処理評議会の委員、審判の書記官を変更することを建議する。審判延期の期間は審判延期決定発出の日から 15 日を超えない。

第 3 節 競争審査手続参加者

第 66 条 競争審査手続参加者

1. 申告人²²。
2. 被申告人。
3. 被審査人。
4. 関連する権益、義務を有する者。
5. 申告人、被申告人、被審査人、関連する権益、義務を有する者の合法的権利及び利益の擁護者。
6. 証人。
7. 鑑定人。
8. 通訳人。

第 67 条 申告人、被申告人、被審査人の権利義務

1. この法律第 78 条が規定する審査のために国家競争委員会が受理して審査決定する、この法律第 77 条の規定する申告書類を有する申告人が組織、個人である場合、それら組織、個人は以下の各権利を有する：
 - a) この条 第 3 項が規定する各権利；
 - b) 国家競争委員会委員長が、権限を有する機関に対して、競争事件審査、処理において、行政違反処理の阻止又は保障の方法を適用するように要請することを建議する。
2. 被申告人が競争に関する法令違反行為について申告を申し立てられる組織、個人である場合、それら組織、個人は以下の各権利を有する：
 - a) 申告に関する情報の入手；
 - b) 申告の内容に関する説明を受ける；
3. 被審査人が、この法律第 80 条が規定する各場合において、国家競争委員会により審査遂行決定を受ける組織、個人である場合、それら組織、個人は以下の各権利を有する：
 - a) 競争審査手続の過程において、各段階に参加する；
 - b) 自らの合法的権利及び利益擁護のために、情報、資料、物を提出する；
 - c) 申告人又は競争審査局が提出した情報、資料、物を認識する；

²² 「申告人」の原文は *bên khiếu nại* であり、直訳は「不服申立人」である。競争に関する法令の規定する違反行為（第 77 条 1 項参照）により不利益を受けた者が、それについての不服を申告するということである。

- d) 競争事件書類の資料を研究し、自らの合法的権利及び利益擁護実施のために必要な資料を記録し、写しを取る。但し、法令の規定に従って公開できない資料、証拠を除く；
 - d) 審判に参加して意見を述べる；
 - e) 証人収集の申請；
 - g) 鑑定実施の申請；
 - h) 競争審査手続遂行者、競争審査手続参加者変更の建議；
 - i) 競争審査手続に参加する合法的権利及び利益の擁護者への委任；
 - k) 競争審査局、競争制限事件処理評議会が、競争審査手続に参加する、関連する権益、義務を有する者を承認することの申請；
 - l) 法令の規定に従ったその他の権利。
4. 被審査人、申告人は以下の義務を負う：
- a) 自らの要請、建議に関連して必要な情報、資料、物を十分に、誠実に、正確に、遅滞なくに提供する；
 - b) 競争審査局及び競争制限事件処理評議会の招集状に従って出席する；
 - c) 競争審査手続参加の過程において自らが知った秘密を漏らすことはできない；国家の利益、組織、個人の合法的権利及び利益侵害目的で、競争事件の書類を記録し、写しを取った資料を使用することはできない；
 - d) 国家競争委員会、競争制限事件処理評議会及び競争審査局の決定を施行する。

第 68 条 申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有する者の合法的権利及び利益の擁護者

1. 申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有する者の合法的権利及び利益の擁護者は、申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有する者から、自らの合法的権利及び利益の擁護のために、文書で競争審査手続参加を要請される者である。
2. 以下の者は、申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有する者の合法的権利及び利益の擁護者になることができる：
 - a) 弁護士に関する法令に従った弁護士；
 - b) 十分な民事行為能力を有するベトナム公民で、法令の見識があり、刑事事件で起訴されておらず、有罪判決を受けていない。
3. 申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有する者の合法的権利及び利益の擁護者は、一つの事件において多数の者の合法的利益が相互に対立しない場合に、それら多数の者の合法的権利及び利益を擁護することができる。複数の合法的権利及び利益の擁護者は、事件の一人の合法的権利及び利益を共に擁護することができる。

4. 申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有する者の合法的権利及び利益の擁護者の登録手続をする場合に、登録者は申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有する者の合法的権利及び利益の擁護要請文書を提出しなければならない。
5. 競争審査手続に参加する際、申告人、被申告人、被審査人、関連を有する権益、義務を有する者の合法的権利及び利益の擁護者は、以下の権利を有し義務を負う：
 - a) 競争審査手続の過程において、各段階に参加する；
 - b) 自らが代理する者の合法的権利及び利益を擁護するために、情報、証拠を検証、収集し、情報、証拠を提供する；
 - c) 自らが代理する者の合法的権利及び利益を擁護実施のために、競争事件の書類における資料を研究し、競争事件の書類において必要な資料を記録し、写しを取る；
 - d) 自らが代理する者に代わって、競争審査手続遂行者、競争審査手続参加者の変更を建議する；
 - d) 事実及び法令を尊重する；買収、強制、他者をそそのかして間違った陳述をさせる、事実と異なった資料を提供させることはできない；
 - e) 国家競争委員会、競争審査局又は競争制限事件処理評議会の招待状又は招集状に従って出席する；
 - g) 競争審査手続参加の過程において自らが知った秘密を漏らすことはできない；国家の利益、組織、個人の合法的権利及び利益侵害目的で、競争事件の書類を記録し、写しを取った資料を使用することはできない；
 - h) 法令の規定に従ったその他の権利及び義務。

第 69 条 証人

1. 競争事件の内容に関連する詳細を知る者は、競争審査局、競争制限事件処理評議会により招集されて、証人として競争審査手続に参加する。
2. 証人は以下の権利を有し、義務を負う：
 - a) 競争事件解決に関連しうる、自らが有する全ての資料、書類、物を提供する；競争審査局、競争制限事件処理評議会に対して、自らが知りえる競争事件解決に関連する全ての詳細を供述する；
 - b) 審判に参加して、競争制限事件処理評議会の前で陳述する；
 - c) 機関、組織、事業者で勤務している場合に、競争審査局、競争制限事件処理評議会により、審判参加又は証言収集に招集された時間は仕事を休むことができる；
 - d) 法令の規定に従った各費用の支払をうける；

- d) 供述が国家の秘密、職業の秘密、経営の秘密、私生活の秘密に関連する場合、又は申告人、被審査人が自らの親族であって、それらの者に悪影響、不利益を与える場合は、供述を拒否できる；
 - e) 真実でない供述によって申告人、被審査人、又はその他の組織、個人に損害を与えた場合は、法令の下に、損害を賠償し、責任を負う；
 - g) 証人の証言が公開の審判でなされなくてはならない場合は、競争制限事件処理評議会の招集状に従って、審判に出席する；
 - h) 競争審査局又は競争制限事件処理評議会の前で、自らの権利、義務の実施につき誓約する。但し、証人が未成年者である場合を除く；
 - i) 法令の規定に従って保護される。
3. 証人は、供述拒否、偽りの供述、間違いのある資料の提供、競争審査局又は競争制限事件処理評議会により招集されたが正当な理由のない欠席をした場合は、法令の規定に従った責任を負わなくてはならない。ただし、この条第2項d号の場合を除く。

第70条 鑑定人

1. 鑑定人は、競争審査局若しくは競争制限事件処理評議会の長が請求した、又は、競争審査局若しくは競争制限事件処理評議会の長が鑑定請求を拒否した場合に関連当事者が申請した、鑑定が必要な領域に精通し、必要な見識を持つ者である。
2. 鑑定人は、以下の権利、義務を有する：
 - a) 鑑定対象に関連する競争事件の書類の中の資料を読解できる；鑑定請求した機関、組織、個人、鑑定を申請した者に対して鑑定に必要な資料を要請する；
 - b) 鑑定対象に関連する問題に関して、競争審査手続参加者に質問する；
 - c) 競争審査手続審査機関の招集状に従って出席し、鑑定に関連する問題に回答し、客観的根拠に基づき、誠実な方法で鑑定の結論を出す；
 - d) 鑑定請求機関、鑑定申請者から受け取った資料を、鑑定の結論又は鑑定不可能の通知をするまで保管しなければならない；
 - e) 鑑定遂行のために自ら資料を収集することはできない；鑑定結果の客観性に影響する場合には、その他訴訟参加者に対して個別に接触することはできない；鑑定遂行中に、自らが知った秘密情報を漏らすことはできない；鑑定結果を、訴訟遂行機関、競争審査局、競争制限事件処理評議会の長が鑑定請求を拒否した場合の鑑定申請者を除き、その他の者に通知することはできない；
 - g) 法令の規定に従った関連費用の支払いを受ける。

3. 正当な理由なく鑑定結論を拒否する、鑑定結論が誤っている、又は正当な理由なく競争審査局の招集を欠席すると、鑑定人は法令の規定に従った責任を負わなくてはならない。
4. 鑑定人は、以下の場合において、競争事件参加を拒否され、又は変更をされなくてはならない：
 - a) 申告人、被審査人、関連する権益、義務を有する者である、又はそれらの者の親族である；
 - b) 当該競争事件において、競争審査手続に、合法的権利及び利益の擁護者、証人、通訳人としての参加した；
 - c) 任務遂行時に公平ではないことの明確な根拠がある。

第 71 条 通訳人

1. 通訳人とは、競争審査手続参加人がベトナム語を使用することができない場合において、一つの他の言語からベトナム語への、ベトナム語からその言語への通訳ができる者である。通訳人は、競争審査局、競争制限事件処理評議会に通訳を要請され、又は、申告人、被審査人、関連する権益、義務を有する者、若しくは当事者の合意により通訳を選択することができるが、この場合は競争審査局、競争制限事件処理評議会の承認が必要である。
2. 通訳人は、以下の権利を有し、義務を負う：
 - a) 招集状に従って出席する；
 - b) 誠実に、客観的に、正確に、通訳する；
 - c) 競争審査手続遂行者、競争審査手続参加者に対して、通訳するのに必要な内容の追加説明を求める；
 - d) 通訳の際の誠実性、客観性、正確性に影響を及ぼす場合は、他の手続参加者に接触することができない；
 - d) 法令の規定に従った関連費用の支払いを受ける。
3. 通訳人は、以下の場合において、競争事件参加を拒否、又は変更をされなくてはならない：
 - a) 申告人、被審査人、関連する権益、義務を有する者である、又はそれらの者の親族である；
 - b) 当該競争事件において、競争審査手続に、合法的権利及び利益の擁護者、証人、通訳人としての参加した；
 - c) 任務遂行時に公平ではないことの明確な根拠がある。
4. この条の規定は、競争審査手続参加者が聾啞者である場合、その者の身振りを理解する者にも適用される。競争参加者が聾啞者で、その者の代理人又は親族がその身振りを理解できる場合、代理人又は親族は、競争審査局又は

競争制限事件処理評議会の承認を得て、その者のために通訳人となることができる。

第 72 条 関連する権益、義務を有する者

1. 関連する権益、義務を有する者は、競争事件における不服を有さず、被審査人となることはできないが、競争事件の解決が自らの権益、義務に関連を有するので、自らの申請又は申告人、被審査人の申請により、競争審査局、競争制限事件処理評議会によって関連する権益、義務を有する者との資格で競争審査手続に参加することを承認された者、又は競争制限事件処理評議会によって関連する権益、義務を有する者との資格で競争審査手続に参加することを案内された者である。

2. 関連する権益、義務を有する者は、申告人又は被審査人に対して、独立した立場で競争審査手続を要請でき、又は競争審査手続に参加することができる。

関連する権益、義務を有する者による独立した要請の手続は、競争事件不服申立手続により実施する。

3. 申告人又は被審査人に対して、独立した立場で競争審査手続を要請し、又は競争審査手続に参加する、関連する権益、義務を有する者が、権利のみを有する場合、この法律第 67 条 1 項及び 4 項の規定に従った各権利を有し、義務を負う。

4. 関連する権益、義務を有する者が、被審査人に対して競争審査手続に参加する場合、又は義務のみを負う場合、この法律第 67 条 3 項及び 4 項の規定に従った権利を有し、義務を負う。

第 73 条 鑑定、通訳、又は鑑定人、通訳人の変更の拒否

鑑定、通訳、又は鑑定人、通訳人の変更の拒否は文書で作成され、その中で明確に理由を書く。

第 74 条 鑑定人、通訳人の変更の決定

1. 鑑定人、通訳人の変更は、この条第 2 項が規定する場合を除き、競争審査局の長の決定による。

2. 競争制限事件処理の過程で、競争制限事件処理評議会は、鑑定人、通訳人の変更の決定をする。

審判において鑑定人、通訳人の変更をしなくてはならない場合、競争制限事件処理評議会は審判の延期決定を発出する。その他の鑑定人の意見を聞くこと、又はその他の通訳人を選出することは、この法律第 71 条及び第 70 条の規定に従って実施する。

第 4 節 競争事件の審査及び処理の手順，手続

第 75 条 違反行為に関する情報の提供

1. 競争に関する法令の規定に違反する兆候を有する行為を見つけた組織，個人は，国家競争委員会に対して，情報及び証拠を通知，提供する責任を有する。
2. 組織，個人は，誠実な情報，証拠を国家競争委員会に提供する責任を有する。
3. 要請があった場合，国家競争委員会は，情報及び情報，証拠を提供する組織，個人の名称の秘密を維持するために必要な方法を実施する。

第 76 条 違反行為に関する情報受理，検証及び評価

1. 国家競争委員会は，組織，個人が提供した競争に関する違反行為の兆候のある行為についての情報，証拠を受理，検証及び評価する責任を負う。
2. 国家競争委員会は，違反行為を明確にするために，この法律第 75 条 1 項が規定する組織，個人に情報，証拠の追加提供を要請する権利を有する。

第 77 条 競争事件の申告

1. 競争に関する法令の規定する違反行為により，自らの合法的権利及び利益が侵害されたと主張する組織，個人は，国家競争委員会に対して，競争事件の申告を実施する権利を有する。
2. 申告の期間制限²³は，競争に関する法令違反の兆候を有する行為が実施された日から 3 年である。
3. 申告書類は以下を含む：
 - a) 国家競争委員会が発行した標準書式に従った申告書；
 - b) 申告の内容が根拠を有し，合法的であることを証明するための証拠；
 - c) 申告人が事件解決のために必要であると主張する，関連情報，証拠
4. 申告人は，国家競争委員会に提出する情報，証拠が誠実なものであることに関して責任を負う。

第 78 条 申告書類の受領，審査

1. 申告書類受領の日から 7 営業日以内に，国家競争委員会は不服申立書類の十分性，適式性につき審査する責任を負う；申告書類の十分性，適式性が認

²³ 「期間制限」の原文は thời hiệu であり，直訳は「時効」である。この規定においては，日本法における時効や，ベトナム民法が規定する時効（同法第 153 条参照）と異なり，中断がないと思われるので，「時効」と訳出していない。

められる場合は、国家競争委員会は申告人に書類の受領を通知するとともに、被申告人にも通知する。

2. この条第 1 項が規定する各関連当事者に通知を発出した日から 15 日以内に、国家競争委員会は申告書類を審査する；申告書類がこの法律第 77 条 3 項の規定に従った要請に合致しない場合、国家競争委員会は申告書類の補充について申告人に文書で通知する。

申告書類の補充は申告書類補充の要請の通知を受領した日から 30 日を超えない。国家競争委員会は一度は補充期限を延長することができ、その延長される期限は申請人の申請に従ったものとなるが、15 日を超えない。

3. この条第 1 項及び第 2 項が規定する期限において、申告人は申告を撤回して書類を回収する権利を有し、この場合、国家競争委員会は申告書類の審査を中止する。

第 79 条 申告書類の返還

国家競争委員会は、以下の場合、競争事件申告書類を返還する。

1. 申告の期間制限が経過している；
2. 申告が国家競争委員会の権限に属さない；
3. 申告人が、この法律第 78 条 2 項の規定に従った書類の補充に不足がある；
4. 申告人が申告を撤回して書類を回収する。

第 80 条 競争事件審査決定

競争審査局の長が、以下の場合に、競争事件審査決定を発出する：

1. 申告がこの法律第 77 条の規定に従った要請に合致しており、この法律第 79 条の規定する場合に属しない。
2. 国家競争委員会が、競争に関する法令違反の兆候がある行為が実施された日から 3 年以内に、競争に関する法令違反の兆候がある行為を発見した。

第 81 条 競争事件審査期限

1. 競争制限事件審査期限は、審査決定発出の日から 9 か月である；複雑な事件について一度は期限を延長できるが延長期間は 3 か月を超えない。
2. 経済集中に関する規定に違反する事件の審査期限は、審査決定発出の日から 90 日である；複雑な事件について一度は期限を延長できるが延長期間は 60 日を超えない。
3. 不公正な競争事件の審査期限は審査決定発出の日から 60 日である；複雑な事件について一度は期限を延長できるが延長期間は 45 日を超えない。
4. 審査期限の延長は、被審査人及び関連の当事者に対して、審査期限到来の遅くとも 7 営業日前に通知される。

第 82 条 競争事件の審査、処理における行政違反の阻止及び保障方法の適用

1. 競争事件の審査、処理の過程において、国家競争委員会の委員長は、自らの任務、権限の範囲内で、権限を有する機関に対して、行政違反処理に関する法令の規定に従って、以下の行政違反処理の阻止及び保障方法の適用を要請する。
 - a) 証拠品、違反手段、許可書、職業証明書の暫定的維持；
 - b) 輸送方法、物の搜索；
 - c) 証拠品、違反手段隠匿地の搜索。
2. 政府は、競争事件審査、処理における行政違反処理の阻止及び保証方法適用の手順、手続を規定する。

第 83 条 供述の収集

1. 競争事件審査官は、競争事件解決に必要な情報、証拠の検証のために、申告人、被審査人、関連する権益及び義務を有する者、証人、その他関連する組織、個人の供述を収集する。
2. この条第 1 項に規定する供述の収集は、国家競争委員会の事務所で行う。必要がある時には、供述の収集は国家競争委員会の事務所の外で行うことができる。
3. 供述録取書は供述者に読み直され、又は読み聞かせが行われなければならない。その一枚ずつに署名又は指印がなされなければならない。
4. 供述者が録取書への署名、指印を拒否した場合、供述を収集していた競争事件の審査は録取書に記入され、理由が明確に記載されなくてはならない。

第 84 条 審査過程での証人の招集

1. 審査の過程で、各当事者は競争審査局に証人の招集を申請する権利を有する。証人招集を申請した者は、競争審査局が決定をするために、証人の必要性を陳述する義務を負う。
2. 証人の供述収集は、この法律第 83 条の規定に従った録取書を作成しなければならない。

第 85 条 犯罪の兆候を有する行為が発見された場合の書類の移転

1. 審査の過程で、犯罪の兆候を有する行為が発見された時は、競争事件審査員は競争審査局の長が調査できるように報告し、国家競争委員会の委員長が犯罪の兆候に関連する書類の一部又は全部を法令の規定に従った処理権限を有する国家機関に移転するように建議しなければならない。
2. 競争に関する違反の罪についての根拠がない、または刑事事件を起訴しない場合は、権限を有する国家機関は、法令の規定に従って引き続き審査をす

るために、書類を国家競争委員会に返還する。審査期限は国家競争委員会が再度書類を受理した日から計算される。

第 86 条 審査の停止

競争審査局の長は、以下の各場合に、競争事件審査の停止決定を発出する：

1. 審査の過程で、この法律の規定に従った違反行為を証明するための証拠を収集することができない；
2. 申告人が申告を撤回して書類を回収し、被審査人が審査対象となった行為をやめることを誓約し、その結果²⁴を排除することを誓約し、競争審査局が承認する；
3. この法律第 80 条 2 項が規定する審査を実施する場合、被審査人が審査対象となった行為をやめることを誓約し、その結果を排除することを誓約し、競争審査局が承認する。

第 87 条 審査の再開

1. 競争審査局の長は、以下の場合において、自ら、国家競争委員会の要請に従って、又は関連する当事者の申請に従って、審査を再開²⁵する：
 - a) 被審査人が、この法律第 86 条 2 項及び 3 項の規定に従った誓約を実施しないか、正しく実施しないか、実施に不足がある；
 - b) 被審査人の誓約の承認が、当事者が提供した不十分な情報、正確でない情報、誤った情報に基づいていた。
2. 審査再開決定後の審査期限は 4 か月である。

第 88 条 審査の報告

1. 審査終結後に、競争事件審査官は、競争審査局の長に提出するために、以下の主要な内容からなる審査報告書を作成する：
 - a) 事件の要約；
 - b) 違反行為の確定；
 - c) 詳細と証明の根拠となる証拠；
 - d) 処理方法の提起。
2. 競争審査局の長は審査の結論を出し、法令の規定に従って処理を行うために、競争事件の書類、審査報告書及び審査の結論を国家競争委員会の委員長に送付する。

第 89 条 経済集中に関する規定違反事件の処理

²⁴ 「結果」の原文は *hậu quả* で、直訳は「後遺症、後に残った悪影響」である。

²⁵ 「再開」の原文は *khôi phục* であり、直訳は「回復」である。

1. 事件書類、審査報告書及び審査の結論を受理した日から 30 日以内に、国家競争委員会の委員長は以下の各決定の一つを発出する：
 - a) 経済集中に関する規定違反事件の処理；
 - b) 収集した証拠がまだ十分でないと思われる場合に、競争に関する法令の規定する違反行為確定のため、補充審査を競争審査局に要請する。補充審査期限は決定発出の日から 30 日である；
 - c) 経済集中に関する規定違反事件の解決停止。
2. 補充審査をする場合の経済集中に関する規定違反事件の処理期限は、補充審査の書類、審査報告書及び審査の結論を受理した日から 20 日である。

第 90 条 不公正な競争事件の処理

1. 事件書類、審査報告書及び審査の結論を受理した日から 15 日以内に、国家競争委員会の委員長は以下の決定の一つを発出する：
 - a) 不公正な競争事件の処理；
 - b) 収集した証拠がまだ十分でないと思われる場合に、競争に関する法令の規定する違反行為確定のため、補充審査を競争審査局に要請する。補充審査期限は決定発出の日から 30 日である；
 - c) 不公正な競争事件の解決停止。
2. 補充審査をする場合の不公正な競争事件の処理期限は、補充審査の書類、審査報告書及び審査の結論を受領した日から 10 日である。

第 91 条 競争制限事件の処理

1. 事件書類、審査報告書及び審査結果を受理した日から 15 日以内に、競争制限事件処理のために、国家競争委員会の委員長は競争制限事件処理評議会設立決定を発出しなければならない。
2. 設立の日から 30 日以内に、収集した証拠が競争に関する法令が規定する違反行為確定のために未だ十分でないと思われる場合は、競争制限事件処理評議会は競争審査局に対して補充審査を要請することができる。補充審査の期限は、要請の日から 60 日である。
3. 設立の日又は補充審査報告書及び補充審査の結論を受理した日から 60 日以内に、競争制限事件処理評議会はこの法律第 92 条の規定に従った競争事件解決停止決定又はこの法律第 94 条の規定に従った競争事件処理決定を発出しなければならない。
4. 競争制限事件処理決定を発出する前に、競争制限事件処理評議会はこの法律第 93 条の規定に従った審判を開かなければならない。
5. 競争制限事件処理評議会は、討論、秘密投票及び多数決に基づいて、競争制限事件処理決定を発出する。

第 92 条 競争事件解決の停止

1. 国家競争委員会の委員長は、以下の各場合において、経済集中に関する規定違反事件及び不公正な競争事件の解決停止決定について審査して、決定する。
 - a) 申告人が、申告書を取り下げて、被審査人が被審査行為をしないことを誓約し、その結果を排除するための方法を実施することを誓約する；
 - b) この法律第 80 条 2 項の規定に従った審査実施の場合に、被審査人が被審査行為をしないことを誓約し、その結果を排除するための方法を実施することを誓約する。
2. 競争制限事件審査評議会は、以下の各場合において、競争制限事件解決停止決定について審査して、決定する。
 - a) 申告人が、申告書を取り下げ、被審査人が被審査行為をしないことを誓約し、その結果を排除するための方法を実施することを誓約する；
 - b) この法律第 80 条 2 項が規定する審査実施の場合に、被審査人が被審査行為をしないことを誓約し、その結果を排除するための方法を実施することを誓約する。
3. 競争事件解決停止決定は、申告人、被審査人に送付され、公開で公表される。

第 93 条 審判

1. この法律第 91 条 3 項が規定する期限終了の日の遅くとも 15 日前には、競争制限事件処理評議会は審判を開かなければならない。
2. 審判は公開で実施される。審判内容が国家秘密、経営の秘密に関連する場合は、公開しないことができる。
3. 審判開催決定及び審判参加招集書は、申告人、被審査人、及び関連する組織、個人に対して、審判が開かれる日の遅くとも 5 営業日前に送付されなくてはならない；競争制限事件処理評議会が審判参加招集をしたが正当な理由なく欠席した場合、又は正式に審判参加招集を 2 回されたが、欠席した場合、競争制限事件処理評議会は、規定に従って競争事件処理を進行する。
4. 審判参加者は以下からなる：
 - a) 競争制限事件処理評議会の構成員；
 - b) 申告人；
 - c) 被審査人；
 - d) 申告人、被審査人の合法的権利及び利益の擁護者；
 - d) 競争審査局の長及び競争事件の審査を行った競争事件審査官；
 - e) 審判の書記官；
 - g) 関連する権益、義務を有する者及び審判開催決定に名前が書かれた者。

5. 審判において、審判参加者は自らの合法的権利及び利益を擁護するために意見を述べ、論争する。審判における意見、論争は議事録に記載されなくてはならない。

第 94 条 競争事件処理決定

1. 競争事件処理決定は、以下の主要な各内容を有する：
 - a) 事件内容の概要；
 - b) 事件の分析；
 - c) 事件処理の結論
2. 競争事件処理決定は、関連を有する組織、個人に対して、その署名の日から 5 営業日以内に送達される。
3. 競争事件処理決定の送達は、以下の方法の一つ以上の方法で実施される：
 - a) 直接；
 - b) 郵送；
 - c) 受任した第三者を通じて。
4. この条第 3 項が規定する方式で送達ができなかった場合は、競争事件処理決定は公開の場に掲示され、又はマスメディアで通知される。

第 95 条 競争事件処理決定の効力

競争事件処理決定は、この法律第 99 条 2 項が規定する場合を除き、この法律第 96 条が規定する申告期限が終了した日から法令上の効力を有する。

第 5 節 競争事件処理決定への不服申立解決

第 96 条 競争事件処理決定への不服申立

競争事件処理決定受領の日から 30 日以内に、競争事件処理決定の内容の一部又は全部につき納得²⁶しない組織、個人は、国家競争委員会の委員長に不服を申し立てる権利を有する。

第 97 条 競争事件処理決定不服申立書

1. 競争事件処理決定不服申立書は、以下の主要な内容を有しなければならない。
 - a) 不服申立書を作成した年月日；
 - b) 不服を申し立てる者の名前、住所；
 - c) 不服申立対象になる競争事件処理決定の番号、年月日；
 - d) 不服申立の理由及び不服を申し立てる者の要請；

²⁶ 「納得」の原文は *nhất trí* であり、直訳は「一致」である。

- d) 不服を申し立てる者の署名、押印（もしあれば）。
2. 競争事件処理決定不服申立書には、自らの不服申立が根拠を有し、合法であることを証明する情報、補充証拠（もしあれば）を添付する。

第 98 条 競争事件処理決定不服申立書の受理

不服申立書受領の日から 10 日以内に、国家競争委員会の委員長は、解決を受け付けて²⁷、不服申立者及び不服申立書の内容に関連ある者に対して文書によって通知する責任を負う；解決を受け付けない場合は、文書で明確に理由を付して回答しなければならない。

第 99 条 競争事件処理決定不服申立の結果

1. 不服を申し立てられた競争事件処理決定は、この条第 2 項が規定する場合を除き、依然として施行することができる。
2. 不服申立解決の過程で、不服が申し立てられた競争事件処理決定の一部又は全部が施行されることで回復が困難となる結果が惹起されると見られる場合は、国家競争委員会の委員長はその決定の一部又は全部の施行の暫定的停止決定を発出する。国家競争委員会の委員長の暫定的停止決定は、競争事件処理決定不服申立解決決定が法令上の効力を有した日から、効力を失う。

第 100 条 競争事件処理決定不服申立の解決

1. 競争制限事件に対する不服申立の解決は以下のように規定される：
- a) 不服申立書受理の日から 5 営業日以内に、国家競争委員会の委員長は、国家競争委員会の委員長及び競争制限事件処理評議会に参加した者を除く国家競争委員会の全ての構成員からなる、競争事件処理決定不服申立解決評議会の設立決定をする；
- b) 不服申立解決決定の発出は、参加している不服申立解決評議会の構成員の少なくとも 3 分の 2 が必要である。
- 不服申立解決決定は、多数決によって裁決される；票数が同じ場合は、不服申立解決評議会の会長の意見に従って決定する；
- c) 不服申立解決期限は、不服申立解決評議会設立決定発出の日から 30 日である。
2. 経済集中に関する規定、不公正な競争に関する規定に違反する事件に対する不服申立解決は、以下のように規定される：
- a) 不服申立書の受理の後に、国家競争委員会の委員長はその権限に従った不服申立解決をする責任を有する；
- b) 不服申立解決期限は、不服申立書受理の日から 30 日である。

²⁷ 「解決を受け付け」の原文は *thụ lý giải quyết* であり、直訳は「解決の受理」である。

3. 複雑な事件に対しては、この条第 1 項 2 項が規定する不服申立解決期限は延長することができるが、45 日を超えない。

第 101 条 競争事件処理決定不服申立の解決決定

1. 競争事件処理決定の維持。
2. 競争事件処理決定の一部又は全部の修正。
3. 以下の各場合において、再解決をするための、競争事件処理決定の取消：
 - a) 競争制限事件処理評議会の構成がこの法律に規定に正しく従っていない；
 - b) 競争審査手続に関する重大な違反がある；
 - c) 競争事件の審査、処理の過程では知り得なかった、競争事件処理決定の基礎を変更する可能性がある新たな事情がある。
4. 競争事件処理決定がこの条 第 3 項の規定に従って取り消される場合、国家競争委員会の委員長は書類を競争審査局に再交付する、又はこの法律の規定に従って競争制限事件処理評議会を設立する。この条第 3 項 a 項 及び b 項の規定に違反した競争制限事件処理評議会の構成員、審査官は、引き続きその事件の審査、処理に参加することができない。

第 102 条 不服申立解決決定の効力

1. 競争事件処理解決への不服申立解決決定は、署名した日から法令上の効力を有する。
2. 署名の日から 5 営業日以内に、競争事件処理決定不服申立解決決定は、施行に関連を有する組織、個人に送付されなくてはならない。

第 103 条 不服申立解決決定の提訴

1. 不服申立解決決定に同意しない場合、組織、個人は、競争事件処理決定不服申立解決決定を受領した日から 30 日以内に、行政訴訟法の規定に従った権限を有する裁判所に対して、競争事件処理決定不服申立解決決定の一部又は全部の内容を提訴する権利を有する。
2. 裁判所がこの条第 1 項の規定に従った提訴書類を受領した場合、国家競争委員会は競争事件書類を、裁判所の要請を受領した日から 10 日以内に、裁判所に移転する責任を負う。

第 6 節 国家競争委員会の各決定の公表

第 104 条 公開で公表されなくてはならない各決定

1. 以下の各決定は、この法律 第 105 条が規定する内容を除き、公開で公表されなくてはならない：

- a) 禁止される競争制限の合意に対して適用除外を認める決定；
 - b) 経済集中に関する決定；
 - c) 競争事件処理決定；
 - d) 競争事件解決停止決定；
 - d) 競争事件処理解決不服申立解決決定
2. 国家競争委員会は、この条 1 項の規定する各決定を、それらが法令上の効力を有した後に、公開で公表する。

第 105 条 公表されない内容

国家競争委員会の委員長は、この法律第 104 条 1 項が規定する各場合において、国家秘密、事業者の経営の秘密に関連する内容を公表しない決定をする。

第 106 条 公表されなくてはならない決定内容の登載

この法律第 104 条 1 項が規定する決定において公表される内容は、決定が法令上の効力を有した日から 90 日連続で、国家競争委員会のウェブサイトに登載されなくてはならない。

第 107 条 国家競争委員会の毎年の活動結果報告の公表及び登載

国家競争委員会は、国家競争委員会のウェブサイト上に、毎年の活動結果報告を公表し、登載する。

第 7 節 競争審査手続の過程における国際協力

第 108 条 競争審査手続の過程における国際協力

1. 国家競争委員会は、競争審査手続の過程において、競争に関する法令の規定に違反する兆候を有する行為を適時に発見、審査及び処理をするために、外国の競争機関と協力活動を行う。
2. 競争審査手続の過程における国際協力の範囲は意見聴取、情報、資料の交換又はベトナム法令及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に適合するその他の各国際協力活動からなる。

第 109 条 競争審査手続の過程における国際協力の原則

1. 競争審査手続の過程における国際協力は、国家領土の完全な独立、主権尊重、相互の内部事項への不干渉、平等及び利益の原則に基づき実施され、ベ

トナムの憲法、法令及びベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に適合する。

2. ベトナム社会主義共和国が関連する国際条約にまだ締結、加盟していない場合、競争審査手続における国際協力は相互主義の原則に従うが、ベトナムの憲法、法令に反してはならず、国際法及び国際慣習に適合しなければならない。

第九章 競争に関する法令違反処理

第 110 条 違反処理の原則、違反処理の方式及び競争に関する法令違反の結果回復方法

1. 競争に関する法令違反行為をした組織、個人は、違反の性質、程度に従って行政違反の規律処理、処罰を受け、又は刑事責任を追及される；国家の利益、組織、個人の合法的権利及び利益に損害を惹起した場合は、法令の規定に従って損害賠償をしなければならない。
2. 競争に関する法令違反行為に対しては、違反をした組織、個人は以下の処罰方式の一つを負わなくてはならない：
 - a) 警告
 - b) 制裁金²⁸
3. 競争に関する法令違反をした組織、個人は、違反の性質、程度に従って、以下の補充処罰形式の一つ以上を適用されうる：
 - a) 事業者登記証明書又はそれに相当する文書の回収、職業許可書、証明書の使用権の剥奪；
 - b) 競争に関する法令違反のため使用された証拠品、方法の没収；
 - c) 違反行為により得られた利益の没収
4. この条 2 項、3 項の処罰形式の他に、競争に関する法令違反をした組織、個人は、その結果排除のため、以下の方法の一つ以上を適用されうる：
 - a) 市場支配的地位、独占的地位を濫用した事業者の再構成；
 - b) 契約、協定又は経営取引における法令違反条項の廃止；
 - c) 経済集中の後に事業者が形成した資本、財産の一部又は全部を分割、売却する；
 - d) 経済集中の後に事業者が締結した契約における、物品売買価格、サービス又は他の取引条件に関する権限を有する国家機関の検査を受ける
 - d) 改正を公開する

²⁸ 「制裁金」の原文は *phạt tiền* で、直訳は「罰金」である。ベトナムでは、刑事罰か行政罰かにかかわらず、公的機関が制裁の意味合いの下に支払いを命ずる金銭を *phạt tiền* と呼ぶと思われる。

- e) その他違反行為の効果を排除するために必要な方法
5. 政府は、処罰の形式及び競争に関する法令の規定違反行為の結果排除方法の詳細を規定する。

第 111 条 競争に関する法令違反行為に対する制裁金

1. 競争制限協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定違反行為に対する制裁金最高額は、関連市場に違反行為をした事業者の、違反行為を実施した年の前の会計年度における総収入の 10% であるが、刑法に規定される罰金²⁹額の最低額より低い。
2. 経済集中に関する規定違反行為の制裁金最高額は、関連市場で違反した事業者の、違反行為をした年の前の会計年度の総収入の 5% である。
3. 不公正な競争行為に関する規定違反の行為に対する制裁金最高額は 2,000,000,000 ドンである。
4. この法律の規定に違反するその他の行為に対する制裁金最高額は 200,000,000 ドンである。
5. この条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項が規定する制裁金最高額は組織の違反行為に適用される；競争に関する法令の違反行為をした個人に対しては、組織に対する最大制裁金額の二分の一が最大制裁金額である。
6. 政府は、この法律が規定する違反行為に対する制裁金額の詳細を規定する。

第 112 条 制裁金減免制度³⁰

1. 事業者が自ら、国家競争委員会がこの法律第 12 条が規定する禁止される競争制限協定行為の発見、審査、処理を行うことを助けるよう申告した場合、その事業者は制裁金減免制度に従って制裁金の減免がされうる。
2. 国家競争委員会の委員長は制裁金減免制度に従った処分の減免に関して決定する。
3. この条第 1 項が規定する処分の減免は、以下の各条件を十分に満たすことを基礎に実施される：
 - a) この法律第 11 条が規定する競争制限協定の一当事者の役割に参加した、又は参加している；
 - b) 権限を有する国家機関が審査決定を発出する前に、自ら違反行為を申告する；

²⁹ 「罰金」の原文も phạt tiền であるが、ここでは刑事罰を前提としているので罰金と訳出している。

³⁰ 「制裁金減免制度」の原文は chính sách khoan hồng で、直訳は「寛容政策」である。いわゆるリニエンス制度である。

- c) 誠実に申告し、違反行為に関して得られる各情報、証拠の全部を提供し、違反行為の発見、審査及び処理に対して顕著な価値がある；
 - d) 違反行為の審査及び処理の過程において、権限を有する機関に対して十分に協力する。
4. この条第 1 項の規定は協定に参加するその他の事業者に対して強制的又は調整的役割を有する事業者には適用しない。
5. 制裁金減免制度の適用は、この条第 3 項が規定する各条件に十分に合致する、制裁金減免制度享受申請書を国家競争委員会に提出した先着順で 3 つの事業者を超えない。
6. 制裁金減免制度を享受できる事業者の確定根拠は、以下のように規定される：
- a) 申告の順番；
 - b) 申告時点；
 - c) 提供された各情報及び証拠の誠実性及び価値の程度。
7. 制裁金額の減免は以下のように実施される：
- a) 制裁金減免制度享受申請書を提出し、この条第 3 項が規定する条件に十分に合致している最初の事業者は 100%制裁金を免除される；
 - b) 制裁金減免制度享受申請書を提出し、この条第 3 項が規定する条件に不足なく適合している 2 番目と 3 番目の事業者は、その順番に応じて制裁金額の 60%、40%が減じられる。

第 113 条 競争に関する法令違反行為処理の権限及び形式

1. 国家機関がこの法律第 8 条 1 項が規定する行為を実施する場合、国家競争委員会は、国家機関が違反行為を止めてその結果を排除するように要請する責任を有する。要請を受けた国家機関は違反行為を止めて、その結果を排除し、法令の規定に従った損害賠償をしなければならない。
2. 組織、個人がこの法律第 8 条 2 項が規定する禁止された行為を実施する場合、国家競争委員会の委員長、競争制限事件処理評議会は、以下の各権限を有する：
- a) 警告；
 - b) この法律第 111 条 4 項が規定する制裁金；
 - c) この法律第 110 条 3 項 b, c 号、4 項 d, e 号が規定する方法の適用；
 - d) 権限を有する国家機関に対してこの法律第 110 条 3 項 a 号が規定する方法を適用することを要請する。
3. 競争制限協定、市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用に関する規定違反行為に対して、競争制限事件処理評議会は以下の各権限を有する：
- a) 警告；

- b) この法律 第 111 条 1 項が規定する制裁金；
 - c) この法律 第 110 条 3 項 b 号及び c 号，4 項 a 号, b 号, d 号, d 号及び e 号が規定する方法の適用；
 - d) 権限を有する国家機関に対してこの法律第 110 条 3 項 a 号，同条 4 項 a 号が規定する方法を適用することを要請する。
4. 経済集中に関する規定違反行為に対して，国家競争委員会の委員長は以下の各権限を有する：
- a) 警告；
 - b) この法律 第 111 条 2 項が規定する制裁金；
 - c) この法律 第 110 条 3 項 b 号及び c 号，同条 4 項 a 号, c 号, d 号及び e 号が規定する方法の適用；
 - d) 権限を有する国家機関に対してこの法律第 110 条 3 項 a 号，同条 4 項 a 号が規定する方法を適用することを要請する。
5. 不公正な競争行為に関する規定に違反する行為及びその他この法律の規定に違反する行為で，この条 第 1 項, 第 2 項, 第 3 項, 及び第 4 項の規定する場合に属さない場合は，国家競争委員会の委員長は以下の各権限を有する：
- a) 警告罰；
 - b) この法律第 111 条 3 項 及び 4 項が規定する制裁金；
 - c) この法律第 110 条 3 項 b 号 及び c 号，同条 4 項 d 号 及び e 号が規定する方法の適用；
 - d) 権限を有する国家機関に対してこの法律第 110 条 3 項 a 号が規定する方法を適用することの要請。
6. この法律第 45 条 7 項が規定する各行為は関連を有するその他の法令の規定に従って処理される。

第 114 条 競争事件処理決定の執行

- 1. 競争事件処理決定が法令上の効力を有してから 15 日が経過したが，執行をしなければならない当事者が自ら執行しない場合，執行を求める者，国家競争委員会は権限を有する国家機関に決定の執行を行うことを要請する権利を有する。
- 2. 競争事件処理決定が執行しなければならない当事者の財産に関連を有する場合は，国家競争委員会は権限を有する民事判決執行機関に決定の執行を行うことを要請する。

第 115 条 競争事件処理決定不服申立解決決定の執行

- 1. 競争事件処理決定不服申立解決決定が法令上の効力を有してから 15 日が経過したが，執行をしなければならない当事者が自ら執行しない，又はこの法律

第 103 条の規定に従った裁判所への提訴をしない場合、執行を求める者、国家競争委員会は権限を有する国家機関に決定の執行を行うことを要請する権利を有する。

2. 競争事件処理決定不服申立解決決定が執行をしなければならない当事者の財産に関連を有する場合は、国家競争委員会は権限を有する民事判決執行機関に決定の執行を行うことを要請する権利を有する。

第十章 施行条項

第 116 条 その他の法律の規定の修正、補充、廃止

1. 民事判決執行法（番号 26/2008/QH12）は、法律（番号 64/2014/QH13）に従って以下のように条文が修正、補充される。
 - a) 第 1 条、第 35 条 2 項 e 号、第 56 条 1 項 a 号にある“競争事件処理評議会の競争事件処理決定”を、“国家競争委員会、競争制限事件処理評議会の委員長又は会長の競争事件処理決定、国家競争委員会、競争事件処理決定不服申立解決評議会の競争事件処理決定不服申立解決決定”に代える；
 - b) 第 26 条、第 27 条にある“競争事件処理評議会”を“国家競争委員会、競争制限事件処理評議会、競争事件処理決定不服申立解決評議会の委員長又は会長”に代える；
 - c) 第 2 条 1 項 d 号が以下のように修正、補充される：
“d) 国家競争委員会、競争制限事件処理評議会の委員長又は会長の競争事件処理決定、国家競争委員会、競争事件処理決定不服申立解決評議会の委員長又は会長の競争事件処理決定不服申立解決決定が法令上の効力を有してから 15 日経過後も当事者が自ら執行せず、裁判所に提訴しない”
2. 遠距離通信法（番号 41/2009/QH12）第 19 条 6 項を廃止する。
3. 費用法（番号 97/2015/QH13）に添付されて発行された付属文書 01 にある A 章 2 節 04 款 4.1 号を廃止する。

第 117 条 施行効力

1. この法律は 2019 年 7 月 1 日から施行効力を有する。
2. 競争法（番号 27/2004/QH11）はこの法律が施行効力を有した日に効力を失う。

第 118 条 経過条項

この法律が施行効力を有する日から、競争法（番号 27/2004/QH11）の規定に従った競争に関する法令違反行為は以下のように引き続き審査決定され、解決される：

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

監修：改正競争法に基づく競争政策施行能力強化プロジェクト 長期専門家 五十嵐香織
仮和訳者：国際協力専門員 弁護士 塚原正典

1. 審査，処理中の違反行為で，この法律の規定に違反しないことが確定されるものは審査，処理が停止される。
2. 審査，処理中の違反行為，競争事件処理決定不服申立解決で依然としてこの法律の規定違反が確定したものは，この法律の規定に従って引き続き審査，処理，不服申立解決される。競争法（番号 27/2004/QH11）よりもこの法律の規定に従った違反行為に対する処理形式，罰金額が高い場合，競争法（番号 27/2004/QH11）の規定を適用する。

この法律はベトナム社会主義共和国第 14 期国会第 5 会期において，2018 年 6 月 13 日に採択された。

国会議長
グエン・ティ・キム・ガン